

秋田県と〇〇〇〇株式会社との生活排水処理事業の運営支援に関する協定書（案）

秋田県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が業務に係る契約を締結するに当たって、基本となる事項を定めるものである。

（設計金額の算定）

第2条 甲が、業務に関する設計金額の算定に用いる技術者単価については、秋田県「実施単価表」の計画調査用設計単価を使用するものとする。

2 甲が、業務に関する設計金額の算定に用いる工数等については別紙歩掛表（下水道用設計標準歩掛表等を基に本協定締結までに別途定める）を使用するものとする。ただし、当該歩掛表の適用条件に合致しない事項及び当該歩掛表に記載のない事項については、見積等を基に算定するものとする。

（協定の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容について変更を申し出たときは、甲及び乙が協議の上、本協定を変更できるものとする。

2 法律、政令、規則又は条例その他これに類するもの、国又は地方公共団体の権限ある官庁の通達、ガイドライン又は公的な解釈等法令等（以下、「法令等」という）の新設又は変更があり、本協定の全部若しくは一部の履行が不能となった場合には、甲及び乙は速やかに本協定の内容の変更について協議するものとする。

（協定の解除）

第4条 甲及び乙が合意した場合、本協定は解除することができる。

2 本協定が解除された場合であっても、第5条の規定については引き続き効力を有するものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に起因又は関連して知り得た相手方の秘密情報について、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（協議）

第6条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、本協定の趣旨に従い、誠実に協議の上これを決定するものとする。

(適用)

第7条 本協定は、令和5年〇月〇日から適用する。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年〇月〇〇日

甲 秋田県

秋田県知事

佐 竹 敬 久

乙 秋田市〇〇〇〇〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長

〇 〇 〇 〇